

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要（職業能力開発局関係）

I 雇用保険法施行規則の一部改正

1. 認定訓練助成事業費補助金制度（東日本大震災関連）の改正

- 東日本大震災の被災地への特例措置について、平成二十五年度末まで延長するものとする。

【現行制度（東日本大震災関連）の概要】

中小企業事業主等による認定職業訓練を振興するために必要な助成等を行う都道府県に対し、所要の経費を補助する「認定訓練助成事業費補助金」について、平成二十四年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を二分の一から三分の二へ引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を三分の一から二分の一に引き上げる。

2. キャリア形成促進助成金制度の改正

- 認定実習併用職業訓練、若年人材育成型訓練、成長分野等人材育成型訓練及びグローバル人材育成型訓練並びに熟練技能育成継承型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練に要した経費の二分の一及び当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、一時間当たり八百円の助成等を行うものとする。
- 一般型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、一時間当たり四百円の助成等を行うものとする。
- 被保険者等の自発的職業能力開発を支援する事業主に対し、当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、一時間につき八百円の助成等を行うものとする。
- 有期実習型訓練を受けさせる事業主を、支給対象事業主から除くものとする。
- その他所要の見直しを行うものとする。

【現行制度の概要（訓練等支援給付金）】

事業主が、雇用する労働者のキャリア形成を促進するため、職業訓練の実施又は労働者の自発的な職業能力開発を支援した場合に、その経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成する。

Ⅱ 施行期日等

1. この省令は、平成二十五年度予算成立以後の施行とすること。
2. この省令の施行前に、改正前の各助成金の支給を受けることができるものとなつた事業主に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例によるものとするなど、必要な経過措置を定めるものとする。
3. 認定訓練助成事業費補助金の改正後の省令の規定については、平成二十五年四月一日から適用する。
4. その他、所要の規定の整備を行うものとする。

認定訓練助成事業費補助金の改正(東日本大震災関連)

【制度の概要】

1 認定職業訓練

事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定。

(平成23年度実績: 施設数・・・1,143施設、訓練生数・・・約24万人)

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2(補助対象経費の1/3が上限)を補助(運営費、施設費、設備費の3種類)。(雇用保険法施行規則第123条)

【改正内容】 ※東日本大震災に伴う施設・設備復旧特例措置の延長(平成25年度末まで)

東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費の国庫負担率を引き上げる特例措置について、施設復旧工事が平成25年度となる施設があるため、引き続き実施する。

特例の対象

東日本大震災に係る災害救助法の適用地域※に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる職業訓練法人等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

※青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県

対象: 4県11施設(うち2県2施設について平成25年度措置予定)

国から県への補助の特例

	国から県への補助率	負担割合※
通常	1/2	1/3
特例	2/3	1/2

※補助対象経費に占める国の負担割合の上限

キャリア形成促進助成金の見直し(平成25年度)(案)

趣旨・目的

若年労働者のキャリア支援、成長分野での人材育成といった政策課題に的確に対応するため、これらの政策課題に対応した訓練への助成に重点化する等の見直しを図る。

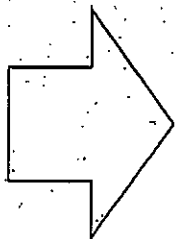
1 助成対象

平成24年度(予算額 85.6億円)

平成25年度(予定額 83.1億円)

一般職業訓練(正規雇用の労働者)
(助成率: 中小1/3)

自発的職業能力開発
(助成率: 中小1/2等)



《政策課題対応型》(中小企業のみ助成)

- ① 若年人材育成コース (採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練)
- ② 成長分野等人材育成コース (健康、環境等の重点分野での人材育成のための訓練)
- ③ グローバル人材育成コース (海外関連業務に対する人材育成のための訓練)
- ④ 熟練技能育成・承継コース (熟練技能者の指導力強化又は技能承継のための訓練)
- ⑤ 認定実習併用職業訓練コース (厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)
- ⑥ 自発的職業能力開発コース (労働者の自発的な能力開発に係る支援)

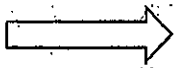
《一般型(政策課題対応型以外)》(中小企業のみ助成)

※ 助成対象訓練時間 10時間以上

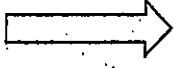
※ 助成対象訓練時間 20時間以上

短時間等職業訓練(非正規雇用の労働者)
(助成率: 中小1/2、大1/3)

中小企業雇用創出等能力開発助成金
(助成率: 中小1/2)



『キャリアアップ助成金』(職業安定局)へ移行



『廃止』(ただし、政策課題対応型または一般型で対応)

2 助成内容(助成額及び助成率)

	賃金助成	経費助成
政策課題対応型	800円/h	助成率1/2
一般型	400円/h	助成率1/3

- ※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は5~20万円。
- このほか、認定実習併用職業訓練にOJT実施助成(600円/h)がある。
- ※ 自発的職業能力開発の制度導入奨励金(15万円)等は廃止。

政策課題対応型の各メニューにおける助成対象訓練(案)

共通要件 ① 中小企業事業主対象、② OFF-JT、③ 助成対象となる訓練が20時間以上

1 若年人材育成コース

(要件)

- 採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者に対する訓練
(基幹人材の育成)

(実施訓練の例)

- 基幹人材として必要な知識・技能を順次取得させるケース
(プレス加工業の事業主の場合):
 - ・ 1年目: プレス加工基礎研修(プレス機械の動作原理、プレス加工の種類)
 - ・ 2年目: 金型図面の見方研修、電気研修
 - ・ 3年目: 溶接技能研修、プレス加工トラブル対策研修

2 成長分野等人材育成コース

(要件)

- 成長が期待できる健康、環境等の重点分野の業務を行う
従業員を育成するための訓練

(実施訓練の例)

- (介護事業を営む事業主の場合)
ホームヘルパー2級養成研修の受講
- (再生可能エネルギー関連事業を営む事業主の場合)
環境部門、応用理学部門の技術士試験に関する講座等の受講
- (先端医療に係る理化学機器の製造業を営む事業主の場合)
加工技術等の習得のための職業訓練コースの受講

3 グローバル人材育成コース

(要件)

- 海外事業の実施に当たって海外関連業務を行う従業員を育成
するための訓練

(実施訓練の例)

- 語学力・コミュニケーション能力向上のための講座等の受講
- リーダーシップ、文化理解、日本文化の発信力等のグローバルな
行動特性を養成するための講座等の受講
- 国際法務、国際契約、海外マーケティング、地域事情等に関する
講座の受講

4 熟練技能育成・承継コース

(要件) 次のいずれかに該当するもの。

- 熟練技能者の指導力強化のための訓練
- 熟練技能者による技能承継のための訓練
- 認定職業訓練

(実施訓練の例)

- (熟練技能者の指導力強化のための訓練の場合)
 - ・ 技能士が教える能力向上のために職業訓練指導員講習を
受講
- (熟練技能者による技能継承のための訓練の場合)
 - ・ 技能士を招へいしてその技能を従業員へ伝えるための研修を
実施

助成率等の現行制度と新制度との比較(案)

1 助成率等の見直し

現行制度(平成24年度)

一般職業訓練		
OFF-JT	経費・賃金助成	1/3
OJT(※2)	実施助成	600円/1h
自発的職業能力開発		
職業能力開発経費の負担	経費助成等(※1)	1/2
職業能力開発休暇の付与	賃金助成等(※1)	1/2
短時間等職業訓練(括弧内は大企業)		
OFF-JT	経費・賃金助成	1/2(1/3)
OJT(※2)	実施助成	600円(600円)/1h
中小企業雇用創出等能力開発助成金		
職業訓練	経費・賃金助成	1/2
自発的職業能力開発	経費・賃金助成	1/2

新制度(平成25年度～)

《政策課題対応型》		
OFF-JT	経費助成	1/2
	賃金助成	800円/1h
OJT(※2)	実施助成	600円/1h
《一般型》		
OFF-JT	経費助成	1/3
	賃金助成	400円/1h

『キャリアアップ助成金』(職業安定局)へ移行

『廃止』(ただし、政策課題対応型または一般型で対応)

※1 「等」は制度導入奨励金(15万円)、利用者奨励金(1人当たり5万円)等。
 ※2 OJT実施助成は、大臣認定を受けた職業訓練等に限定。

2 その他見直し

- (1) 助成対象訓練時間の見直し 10時間以上 → 20時間以上に引上げ
 (2) 自発的職業能力開発 → 制度導入奨励金等の廃止

※ 震災特例分等については、平成25年度においても実施。

- 被災地の事業主 災害救助法適用市町村内に所在する事業主 (助成率 : 1/3 → 1/2 等)
- 被災地以外の事業主 事業活動が縮小し、新分野進出等を行う事業主(助成率 : 1/3 → 1/2 等)

認定訓練助成事業費補助金(震災特例分)の見直し

平成24年度		(百万円)	平成25年度(予定)		(百万円)
助成金名	24'予算額		助成金名	25'予定額	
認定訓練助成事業費補助金 ※	912	→	認定訓練助成事業費補助金 ※	810	
<p>【事業概要】 中小企業事業主等が行う認定訓練を振興するために必要な助成又は援助を行う都道府県に対して、所要の経費を補助するもの。</p> <p>平成24年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を二分の一から三分の二に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を三分の一から二分の一に引き上げる。</p>			<p>【見直し概要】 東日本大震災の被災地への特例措置について、平成二十五年度末まで延長するものとする。</p>		

※ 平成25年度予算成立の翌日から施行

キャリア形成促進助成金の見直し

平成24年度		平成25年度(予定)	
助成金名	(百万円)	助成金名	(百万円)
キャリア形成促進助成金	8,556	キャリア形成促進助成金	8,307
中小企業雇用創出等能力開発助成金 162	162	廃止(統合) 0	0
<事業概要> 都道府県知事から、中小労務法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業者等が目標が明確化された職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対し、経費及び賃金を助成。 【助成対象事業主】 労働者に対し、職業訓練等の実施や自発的な職業能力開発の支援を行う事業主。 (助成対象訓練時間10時間以上) 【支給額】 ・一般職業訓練 → 中小企業 経費・賃金の1/2を助成 ・自発的な職業能力開発 → 経費・賃金の1/2を助成		本助成金の対象範囲については、新たに創設する政策課題対応型の訓練、又は一般型訓練への助成での対応が可能となるため廃止	
訓練等支援給付金 8,393	8,393	キャリア形成促進助成金 8,307	8,307
<事業概要> 労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、雇用する労働者に対し、目標が明確化された職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対し、経費及び賃金を助成。 【助成対象事業主】 労働者や短時間労働者に対し、職業訓練等の実施や自発的な職業能力開発の支援を行う事業主。 (※助成対象訓練時間10時間以上。) 【支給額】 ・一般職業訓練 → 中小企業 経費・賃金の1/3を助成 中小企業 経費・賃金の1/2を助成 (※短時間労働者に限る) 大企業 経費・賃金の1/3を助成 (※短時間労働者に限る) ・自発的な職業能力開発 → 経費・賃金の1/2を助成 制度導入奨励金として15万円等を助成 ・OJT実施助成 → 訓練実施時間に応じて600円/hを助成		<見直し概要> 若年労働者のキャリア形成支援、成長分野での人材育成といった政策課題に的確に対応するため、これらの政策課題に対応した訓練への助成に重点化する等の見直しを図る。 【助成対象事業主】 (※助成対象訓練時間20時間以上) ①雇用する労働者に政策課題に対応した以下の訓練 (若年人材、成長分野等、グローバル人材、熟練技能育成・技能継承、自発的な職業能力開発、認定実習併用職業訓練等) を受けさせる中小企業事業主 ②労働者に一般型訓練を受けさせる中小企業事業主 【支給額】 1) 政策課題に対応した訓練 (①) への助成 ・経費助成 → 訓練実施に要した経費の1/2を助成 ・賃金助成 → 訓練実施期間中に支払った賃金につき800円/hを助成 ・OJT実施助成 → 訓練時間に応じ600円/hを助成 2) 一般型訓練への助成 ・経費助成 → 訓練実施に要した経費の1/3を助成 ・賃金助成 → 訓練実施期間中に支払った賃金につき400円/hを助成	

※平成25年度予算成立後の翌日から施行